

感染症サーベイランスシステムについて

- 感染症サーベイランスシステムでは、HER-SYSと同様に、医療機関等がオンライン入力によって発生届等を保健所へ報告します。
- 令和5年4月1日から、電磁的方法により届出を行うことが医師の努力義務となりました。
- インターネットに接続できる機器であれば、パソコンのほか、スマートフォン、タブレットからも情報の入力・閲覧が可能です。
(システムから発行された利用者ID・パスワードに加えて、電話番号、SMS又はメールアドレスを用いた二要素認証が必要)

【システム操作に関する問い合わせ先 (ヘルプデスク)】

電話：042-340-6129 (平日9:00~18:00)

メール：helpdesk@mail.kansensyo-sys.mhlw.go.jp

H18~

R2.5~

NESID

対象疾病	感染症法上の届出対象疾病
入力主体	保健所のみ
発生届	医療機関が FAX送付 した内容に基づき 保健所が入力
健康観察等	-

R4.10.31~

感染症サーベイランスシステム

対象疾病	感染症法上の届出対象疾病 + 新興・再興感染症に対応(※)
入力主体	保健所・ 医療機関 ・ 健康観察対象者 自身
発生届	医療機関が オンライン入力
健康観察等	対象者 自身がスマホ等 で報告

R5.10.1~

HER-SYS

対象疾病	新型コロナウイルス感染症
入力主体	保健所・ 医療機関 ・ 健康観察対象者 自身
発生届	医療機関が オンライン入力
健康観察等	対象者 自身がスマホ等 で報告

